

平成21年5月18日

高浜市長 森 貞 述 殿

高浜市入札監視委員会

委員長 児 玉 善 郎

委 員 丹 羽 重 則

委 員 松 井 勝 彦

委 員 吉 田 利 美

高浜市入札・契約制度に関する意見について（具申）

当委員会は、平成20年3月から4回にわたり現行の高浜市の入札・契約制度を基に、平成19年度及び平成20年度の工事・物品等の契約に関する入札方法別の入札結果などの検討を行ってきました。

高浜市の入札・契約制度は、平成6年4月から工事については意向確認型指名競争入札の導入を行い、平成11年1月には、この意向確認型指名競争入札を廃止し、設計金額9千万以上の土木一式工事及び建築一式工事を対象に制限付一般競争入札として実施してきました。平成15年10月以降では、条件付一般競争入札及び低入札価格調査制度を本格導入し、平成19年4月からは、工事・コンサルにおいて電子入札を開始しています。また、平成18年7月からは建設工事において指名競争入札を廃止し、原則一般競争入札へ移行しました。

これらの取り組みについては、一定の評価をしています。その上で更に、当委員会は、委員会の設置目的であります市が発注する工事等について、入札及び契約手続きの過程並びに契約の内容の透明性をより一層高め、公正な競争性を確保するという観点で、これまで検討してきた中で、高浜市入札監視委員会設置要綱第6条に基づき、以下のとおり意見具申をいたします。

なお、当委員会は、今後も高浜市の入札・契約制度及びその運用等について審議を行い、改善が必要であると認められた場合は、随時、意見具申を行っていく所存であります。

記

1 競争性の確保

- (1) 建築工事案件について、参加可能業者が7者又は9者あるにもかかわらず、2者又は3者と応札業者数が少ない状況が少なからず見受けられる。

また、一般競争入札にあつては、応札業者が1者という案件が見受けられる。このため、今後は公正な競争性を確保できるように、業界紙等による情報提供等、引続き周知徹底に努めることを要する。

- (2) コンサル業務においては、引き続き案件にふさわしい実績のある業者の参入に配慮しながら、新規業者の参入も得られるように、指名業者選定に当たって検討を要する。

2 品質の確保

低入札調査基準価格の金額に該当しない工事で低価格で落札した工事が見受けられる。工事完了後の品質は確保されており、特段の問題がないことを確認した。今後も、低価格で落札された案件については品質を確保する観点から、監督、検査を十分行うとともに、金額にかかわらず設計内容によっては、最低制限価格の設定をする等の検討を要する。

3 地元企業の受注機会の確保

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、引続き地元企業者への受注の機会の増大を図るよう努めることを要する。

4 予定価格の事前公表

予定価格の事前公表については、「予定価格が目安となって競争が制限され価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること」との指摘がある。その点について、当委員会において検討したが、高浜市においては、これまでに適正な競争を阻害するようなことが生じていないことが確認できた。さらに、予定価格を事前に公表することにより、不正な入札の抑止や予定価格の漏洩等の不正行為の防止、入札不調の減少による適切な発注時期の確保並びに複数回数の入札による入札参加者及び発注者の負担の軽減が確認できている。以上のことから、当委員会としては引続き事前公表を行うことが妥当であると判断する。

(用語解説)

低入札調査基準価格 : 競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内の価格でも、低入札調査基準価格以下の価格をもつて申込みをした者については、履行の確保ができるか調査をし、落札の判断をするところの価格。

最低制限価格 : 競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内の価格でも、最低制限価格以下の価格をもつて申込みをした者については落札者としなないとする価格。